





ところの方面から、相当各委員とも、与野党を通して、非常につらい問題であることは御存じの通りでありまして、やはり人事院の勧告に入りまして、ところの市町村の各位も、人事院の勧告に入つたからといって、ただちにそれが法律となるのでありまして、これを立法化するのには、衆参両院議員が国会においてこれをやるのでありまして、従つて国会を通過させるためには、やはり人事院勧告に入りまして市町村の各位も、この法案の通過に熱意を持つていただくことは私は当然であると思う。従いましてこれはもう野党与党を通じて、地域給の問題については、皆さんともに非常にこの問題では困つておられることであつて、私は人事院の勧告の線から漏れましたところといへども、国会において修正しろという要求すらありますし、以前のようにならぬだけに、非常にむずかしい問題である。ですから私は千四百件の人事院勧告の原案を通過させると同時に、とにかく予算の許す限りにおいて修正を行つて、十分全国の御期待に沿う線を出さなければならぬ、かように考えておられて、私はその線で、人事委員長個人の資格において通達をいたしました。決して森さんの考えるような線ではないのです。

○森(三)委員 私はこの席上であなたをつるし上げようなどという考はありませんけれども、しかしあの案文を読みますと、今日の人事院の勧告された

地域給の通過が非常に困難だという情勢の判断——しかし情勢の判断は、ここにおる人はあの勧告したものゝを否決しようという考を持つておる人は一人もいない。勧告のあつたものは、とにかく通さなければならぬ。勧告にならぬところをできるだけ多くふやして行こうという考を持つておる人ばかりであつて、あの勧告案を握りつづけておる人はだれもいないのです。あれはあなたの情勢分析が妥当ではないと思ふのです。だから私はこういうことについてでも、かなり合つて、あなたをどうこう言いたくないのだが、今後ひとつ御注意なさるようお願いしたい。

○竹山委員 ちよつと今の問題は、私も何も委員長に質問ではない、参考にとつておきたいのは、あれをどこへお出しになつたか、出した範囲をひとつ……

○有田委員長 お答え申し上げます。あれは人事院勧告を受けました千四百の市町村長あてで依頼書を出したのであります。

○竹山委員 それではつきりいたしましたが、そうすると私も森君と同様、非常に率直に申すと、あなたの好意はわがが、委員全体から非常に誤解を受けておる。私はあの現物も見せられて、きよう朝から盛んに質問を受けておる。これは日ごろの有田委員長と私たちの話合いかいえは、われ／＼が努力をいたしておるの、まだ／＼十分でないから、野党連合ですら、新しい財源を見込んで予算の修正をしても、でこぼこを直そうという努力を続けておる現段階において、われ／＼はできるだけ落ちた不当なところを直

そうということに努力をしておるのだ、従つて文面はいかにあろうとも、有田委員長の真意はそういうところにあると私は理解していたということ、を、けさからしきりに言訳をしておるわけだ。従つてどうかこの問題は過去にさかのぼつてどうこう申しませんから、予算の結果がどうあろうとも、当初から委員長の考えておられるように政府をどこまでもひとつ鞭撻をして、この際委員会全体の要望を最大限度に実現をするという線で、私はあの審議の問題は了解をいたしておきたい。こう思ふわけでありまして、同時にひとつ率直に申すと、非常に被害甚大でありますから、今後についてはどうか御相談をいたしたい。

○有田委員長 十分注意いたします。

○竹山委員 それから今の委員長の発言も将来問題になるのですが、私は了解をいたすのには、多少研究を要すると思うのは、今の原案に対して、もちろん異議はあるわけではありませんが、あれをただそのまゝの、あの問題の後日だということとは、委員長を信頼せぬわけではありせんけれども、これはそういうことになるのではたしてそれでいいのかどうか。むしろ誠心誠意政府と折衝をして、できるだけのところをきめて通したつて、別に今国会で通さぬというつもりはないのですから、その辺は委員長の今の御発言は了承した。反対という意味でなしに方法論についてはあらためてまた御相談を願ひたい。

○小松委員 いろいろ各委員から委員長に対するお申出がありました。最後に私は非常にあなたの真意は善意であつたことは、御披露になつたからよ

やうそではないと思ひます。しかし善意の結果が見られなければ善意にはならない。真意は、原因においては善意であつたとしても、結果としてよき実り、よき結果を得なければならぬと思ふ。千四百の地域にばらまいたと言ひながら、これは及ぼすところは現在勧告を受けておられない地まで非常に広範囲に影響していることは事実なんです。そうならば言葉を俗的に言へば、寝た子が起きて来たということも起つたわけだ。今まで関心を持たなかつたところの、さうなところがある。この際賢明な有田委員長のもとへ行つて三拜九拝して、何とか勧告の線を、あるいは修正の線という、こういう意図があると思ふのです。それならばそれに対する責任を委員長としてはどのようにおとりになるか。そのおとりになる腹がでない限り、私は善意の結果として悪意になるのではないかと、さうに考えますから、その辺の自分のまいた種に対する責任の範囲を明確にしたい。

○有田委員長 お答え申し上げます。御存じの通り、大体この法案が国会を少くとも二十五日まで通過しないと、国家公務員の手金に金が渡らないといふことにもなりますし、この地域給の問題は非常にむずかしい問題でありまして、これと一緒にやりますと、結局非常に憂慮すべき事態になることは考えられるのであります。私は国会において修正いたしますものは、与野党、野党と一緒にしました議員提出法案で修正をいたしたいという考を持つておるものであります。しかしながらもう余ところ何日もないのであります。これを地域給のこれがいい、これ

が悪い、これは公平である、これは不公平であるという議論を今いたしておりますと、この千四百の人事院の勧告の現法案もなか／＼通過がむずかしいといふことは一応考えられるところでありまして、従いまして私は一応現法案を通過させていたゞいて、そうして今度は与野党を通して、一致した議員提出法案として修正を行うという線をとりたい。これについて私は身を賭してやるつもりであります。どうかひとつ誠意を見ていただきまして、御了承賜らんことを切望いたします。

○小松委員 それでは委員長のそこまで善意であると思ふのです。それから先の問題になるのですが、そういう委員長の線は、それを出さない前のいわゆるあなたの考えよりも、これを出した後はより一層責任が重大になり、しかもそれに対する種をまいた責任が大きくなるといふ結果は、いわゆる地域給の修正引上げが上まわらなければ、あなたの善意は善意とならないわけでございます。それと同時にこの地域給の問題は参院がかつて非常に働いた事実があるわけであるから、この際衆議院が働くといふことは私は当然であると思ふ。ところが政治家の常として衆議院、参議院のいわゆるなわ張り、ことに参議院は参議院議員選挙の前であるし、そういうことを衆議院がやるならばといふひとつの衆参のなわ張りの関係もある。そうならばやはり参議院の方もそれ相当なひとつの意気込みを示すであらうと、私は想定されるわけである。それならばさらに衆参両院の調整なり、あるいは調整といふことは結局押えるのではなくて上に引上げねばならない調整ができると思

う。この点についてさらに今までより以上の引上げを考えねばならぬという決意を披瀝していただきたい。

○有田委員長 実は昨日も参議院の人事委員長に面会を申し込んだのであります。ちようにお国に帰つておられ

て門田委員長がおられますので、自由党の北村委員あるいは社会党の諸君にも連絡をいたしまして、とにかく現状の人事院勧告の線はひとつ通すように御協力願いたい。あとは衆参両院でひとつ共同でやりたいという申入れをいたしましたのであります。しかしながらまた今野党の諸君からの修正案も出て参りますし、ベースもどういうふうに決定するかわかりませんから、今ただ

ちにどうこうという線は出ませんけれども、しかしながら日にちはだん／＼切迫しまして、どうしても十二月二十五日までに一応の線は出さなければならぬ。……

と野党ともに困るところであり、  
して、地域給の問題というのは非常に  
むずかしい問題でありますから、これ  
はよく衆参両院、与党、野党一致して  
この問題の解決に努力しなければなら

ぬと思う。かような意味合いのことを  
参議院に申入れをいたしましたのでありま  
す。また修正案が出て参りますし、  
ベースがどうなるか、予算委員会がど

○小松委員 委員長は最後まで着意なうなるがまたわからない段階であり、すので、正式に参議院との合同審査もいたしていないようなわけであります。御了承願います。

方であると私は信じております。その手腕力量のほどもよくわかつております。この上はわれ／＼は期待を持つのみにはかすぎない。同時にこれは人事院のすべての期待があなたにかかつて

いる、こういうふうに考えて、今後今まで考えたより以上に人事院の修正の決意をここではつきり表明していただきたい、それがなれない限りは、私はこの委員長之言を信頼することができない。

○有田委員長 重ねて申します。小松幹君の御質疑の通り、私は今人事院勧告のされました千四百の地域給の引上げにつきましては、これは一日も早く通過させていただきます。予算、ペー

ス・アツプがどうなるかわかりませんが、予算の許す範囲内においてでき得る限り地域給引上げに最善の努力をいたしたいとかように考えておりますか

ら、御了承願いたい。

○小松委員 最善の努力というのほどいう努力のことでありますが、もう少しはつきりそこを追ひ込む、というところまで、いふのであります。

○有田委員長 最善の努力というものはもう一定の金は出て来るわけです。全国に欠員がありますから予算のわくが出て来ます、それを各県に割らなけ

ればならないのであります。御存じの通り、各県でなか／＼むずかしい問題でありまして、まとまる県もあればまとまらない県も出て来ると思うのであ

ります。つきましては、各委員と御相談申し上げまして、まとまつた県につきましては議員提出法案として一日も早くこれに修正を加えることに御協力願いたい。全部まとりましたならば

まことにけつこうであります。が、果々の事情などの非常にむずかしいところは、人事院勧告の線で御容赦願うより以外には解決の道はないじやないか、かように考えておりますので、そういう努力を皆さんとともにいたした

い、かように考えておりますから、御了承を願いたい。

○竹山委員　ちよつとこれもしきりに

有田委員長個人を攻撃されるので私は同情するわけです。今までは委員長個人の手腕力量を信頼してやつて参つた

のですが、率直なことを申し上げる  
と、あの有田書簡というようなものによつて非常に政治的な色彩を持つて来たのです。これは私がいくら善意に解  
釈しても、実務問題の動きが非常に政

治的になつて来た。このことはきようは与党多数の御出席もあるが、与党及び財源を捻出すべき政府、これは一体として努力をされたいといけない。と

いうことは、受ける地方民はそういうふうにとつております。われ／＼はあえてこれを政治的に党利党略で言おうという意味じやありませんけれども、そういふことになつておるといふ事実

を一つ申し上げておく。私は有田個人をあまり責めない。しかし有田書簡が出た以上は、これは与党及び政府一体となつてお考えをいただかぬと、あと

で食い違いが起りますからどうぞ。  
○竹尾委員 私は与党でございますから、特に有田委員長を擁護しなくちやならぬ立場にある者でございますか。

と存じておりますけれども、ただいまは有田書簡と言われたが、あの書簡は今小松委員のおつしやつた通り、そのままに伏せておきましたならば、それ

で通る点が非常に多かった。それをあの書簡のために周章狼狽いたしましたし、これは今福永委員も木暮委員もそうおつしやっておりますが、与党も非常に困つておるらしい。事実私も困っております。それで具体的問題にな

りますけれども、委員長の言葉では、県の方に何か御相談をされて、その結果を尊重してやられるというようなお

考えでありますが、そうなりますと、これがなか／＼紛糾錯雜いたしまして、さなきだに紛糾すべきものがます

と、せつかく一歩まとまりそうになつ  
ます。紛糾するであろうことを私は非常  
におそれておりますが、この収拾の仕  
方はどういふことになるのでございま  
しょうか。景に頼むということになる

たものが、もうまとまらないというよ  
うな事態が起ると思うのです。そこ  
で修正するのはわれ／＼委員の権限で  
ございますから、その点をどうされるお

見込みが、ひとつ御検討をお願いしたいと思います。

○有田委員長 お答え申し上げます。これは御存じの通りに、修正については衆参両院、与党、野党並びに各県全

部が一致したなければ修正はできません。ですからそれがまとまらないということになれば、これは修正をいたしましたら、たいへんな事態を私は招

来すると思うのであります。従つて今までの中でもすでにまとまつた県が幾つかあるのであります。これだけの修正でけっこうだという申入れを受けて、

各県並びにその原選出の衆参両院議員並びに与野党一致した、これではない方ないという線の出ない限り、私は何人といえども修正は不可能だと思

う。人事院の勧告の線以外に出ることはむづかしからう、従いましてどうしてもこの修正については各委員とも一致協力していただいて、超党派のこの問題の解決に私は御協力願いたいと思ふのであります。

○竹尾委員 大体修正すべきこと  
自体が非常にむづかしかったわけなん  
でして、今まで各県ともまとまつたと

ころもある、こういうことでござい  
ましたが、しかしあの書簡が出たため  
に、まとまつたところも今度は、ああ

という書簡が出たのだが、大いにまたやり直そうというわけは、起らないとも限らない。そこで見通しは、少いところをやるんですから、もうすでに困難なところがさらに困難になる、こういう

○有田委員長　私はだから各県の良識

また各県選出の衆参両院議員の良識によつて、かりにベース・アツプができれば別でありますが、ベース・アツプができません、またベース・アツプができず、今日の政府案による一百万

千八百二十四の線におきまして、よほど各委員なり、与党、野党の諸君が一致して、また各県の協力を得てしない限り、修正というものは非常にむずかしい。

かしい。この点については、とにかく私は最善の努力を皆様とともにいたさなければならぬと考えておるところであります。従つて、まず何としても人

として十二月二十五日までに国会を通して、現案の問題として困る。それと並行して修正でできるものはどん／＼修正して、議員提出法案と

して出して行くようにいたしたい、かように考えておる次第であります。

○竹尾委員　あなたのお言葉はよくわかりますが、現実の問題は、私は政府与党に責任があると思う。というのには、原案を通すということには異議は

ない。そうしてあと幾ら増すかということ、抽象論じやない。それをまとめるには、具体的に幾ら金があるかというところがきまらなければならぬ。だから私もあくまで協力態勢はとつておるが、政府与党が無理してもこれだけは財源があるから、この範囲でまともなやり方、こういうお話がない限りは協力のしようがない。私もこれはことさら問題を糾糾させるつもりはない。そこで私は政府与党に非常に責任があると言ふのです。

○有田委員長 実はこの書簡に基いて、明日自由党の国会対策委員会に出しを受けておるわけですね。同時に、実は自由党の政調会においては、すでに人事院勧告の線を一切動かしてはいけないという決定があつたのであります。先般総務会に出まして、そういうことでは与党、野党とも了承しない。予算の許す範囲で、欠員が大体この程度あるから、これだけの金が出るから、この範囲において御修正願うことはけつこうでありますという線を出さぬ限り、どうしてこれが国会を通過することはむずかしいだろう、こういう意見を私は申し上げまして、総務委員会におきまして、人事委員長の方から野党とも折衝しました結果を報告して下さつたのであります。最初の自由党の線としては、人事院勧告の線を絶対に動かさないという方針であつたのであります。これは過去における占領下でありましたらば別であります。が、独立国家になりました以上、野党の皆さんの御協力も得なければ、これらの審議はできないのでありますから、ようやくそういう方向にきめさせ

たのであります。これからは、予算委員会におきしても、また本委員会におきましても、修正案がどういふような議決になるかわかりませんが、議決になりましたことに基いて、私は一つでもよいに地域給の引上げに努力したい、かように考えておりますので、御了承賜りたいと思ふのであります。

○池田(調)委員 遅れて参りましたので、どういふ議論がなされたか存じませんので大層なかもしれません。私は実は一昨日この有田委員長の書簡なるものを持つて地方の町村長、小学校長、郵便局長の方と会つたのであります。さらに昨日千葉県の町村長、小学校長、郵便局長の方と会つたのであります。ところが、千葉県の地域給の勧告を受けたい町村長のほとんどが集まりまして、演説会をやつておるところへ私は参りました。また本日は福岡県からもたくさん電報が参つて、急遽上京いたしましたといつて参つておるのであります。その書簡をただいま引寄せましてもけつこうでございますが、どういふ意味で出されたのか、すてにお話があるかと存じますが、重ねて私は委員長の見解のほどを承りたいと思ひます。

○有田委員長 先刻來說明申し上げたのであります。御存じの通り、地域給の問題は、人事院の勧告の線から漏れませんでしたところの猛運動が全国的に非常に多いのであります。まだ予算もきまつておりませんし、また修正案の点についても決定いたしておりませんけれども、そういう運動がありますので、一応人事院勧告で政府案になつたものは全部これが簡単に通過するよう、人事院の勧告を受けた千四百の都市ではお考えでありましたようにけれど

も、そういうような事態がありますので、とにかくこの法案を通過いたすために御協力願ひたい、そういう趣旨のはがきを出したのであります。

○池田(調)委員 私は話が分違ふと思ふ。今まで話をしておつたことは、人事院勧告だけはひとつ通して、しかる後に、さらに追加するところは、お互いに超党派でしようではないか、さらにまた衆議院ではさう追加しても、参議院に持つて行つて修正案というものが出来るならばスムーズに行かないから、参議院も入れて、そして実際にさういふにこの委員会において正式な決定とは申しませんが、さうに進んでおつたものである。いわばそういうことは暗黙のうちに各党の間に話ができおつた。しかし委員長みずからあつた書簡を出されたということになる。あえて平地に波瀾を求めたといふか、私は思ふたかといふことは存じませんけれども、委員長みずから好むところあるいは一部あるいは全部に出されたか存じませんが、私にはあの書簡を見ましたときに、これは有田委員長が次の参議院選挙に立候補するにあらずやとさへ考えたのであります。(笑) どういふわけであらうか、お出しになつたか、その真意を私も疑うわけでありまして。こういうことを委員長みずからがおやりになるとするならば、われ／＼もやはり野党の立場において、今までの人事院の勧告のことがどういふか、今までの人事院の勧告のことがたいといふ意思表示をいたさなければ、私どもの職責が務まらぬと思ふのであります。ところが協力を願うとい

う、実はそういう形であるが、結果は平地に波瀾を巻き起したといふ私には考えられません。その点あなたは今どう思つておるのですか。

○有田委員長 私の出したのは、人事院勧告を受けた千四百の市町村長に対して依頼状を出したわけですね。従つて、私は平地に波瀾を起したとは考えていないのであります。とにかく御協力を得て人事院勧告の線は通過させて、そしてそれ以上予算の許す範囲内においてできるだけ議員提出法案で修正をいたしたい、かような考えを持つておるのであります。とにかく人事院勧告を受けまして政府の原案となつた千四百の都市については、私はこれを通過させることにその都市の市町村長の方に協力をしていただきたいといふことを私の考えとしてお願いしたような次第であります。同時に、今も小松委員の御質疑にお答えしました通り、予算の許す範囲内においてこの人事院勧告に漏れまして、与党、野党一致してこれに最善の努力をいたしたい、またいたすべきである、かように考えておる次第であります。

○池田(調)委員 委員長がさういふことをおつしやることは、正直に言うところ、どうして私には納得行きません。行きませんが、あなたの趣旨が通過させるためにあつたといふならば、私はその言葉ばかりやういふことにおいて論争いたさうと思つておりません。しかしただあなたとお考えにならなければならぬのは、全国から相対的な電報が来ておる。これはあなたがさうしたことであつて、迷惑千万な話です。全国からどん／＼地域給の改

訂で毎年たくさんの方が費用を使つて出て来ることに對して、われ／＼がどういふことをどういふ形において少しでも少くして、その経費のかからぬうにするかといふことを苦心しているときにあたつてこういうことは、委員長が善意でやつたと解釈しても、相当波瀾を与えたこととはみづからお考えにならなければならぬと思ふ。

さらにまた私も思ひますことは、人事院勧告を完全に実行させ、さらに進んで修正というが、追加する点は努力いたしたいといふあなたのお気持ちに対しては、もちろん私も同感です。ただどうも何がゆゑにあつたか、委員長は書簡を出されたか、これだけはいまだに納得が行きません。協力を求めるというならば、むしろこの委員会を通じて各党間の協力を求めればよい。さうして政院を通じて各町村にさらに協力を求めしめるのが私は妥当だと思ふ。ところがいきなり町村長さんにあつたものをお出しになつた。これはどう考えてもあなたが池の中に大きな石を投じたといふ考えられない。これはまづたく与党の諸君といえどもさうお考えになるだらうと思ふ。でありますから、この委員会においてこれをせんさくしてあなたをどういふうと思つてはおりませんが、あなたは委員長として将来十分お考え直しを願ひたい。さらに結論をいたしましては、人事院勧告を安全に通さしめて、さらにひとつ追加いたすことに対しては超党派で努力するといふことには私ももとより異論ありません。そのことで委員長に進んで協力することはやぶさかでありませんので、こういうことを将来再び繰返さないよう委員長の御



かどの片が一つ抜けるというようなら、それは十分な手が尽されるようにしてあります。

○瀧井政府委員 たいだいま申し上げました人事院から発します通牒によりまして、各省各庁はバランスをとつてやるというふうに考へております。

○受田委員 未復員公務員の期末手当に對して、人事院はどういう態度をとつておられますか。未復員公務員も公務員としてちゃんと存在するんだが、これに對して人事院はどんな考へを持つておられるのですか。

○瀧井政府委員 いわゆる未帰還職員の問題であるというふうに考へます。

これは昨日の委員会におきまして、大蔵省側からしばしば御答弁がありましたが、未帰還職員の給与その他のをまず一般職の給与の増額に伴つて上げて行くという措置の方が、むしろ先決問題であるというふうに考へておるわけでありまして、この問題につきましては、大蔵省側も、予算上十分努力するということを言つておられますが、われわれもいたしまして、給与法の附則に、未帰還職員の給与につきましては従前の例によるということと、これはベース・アップのたがひに、やはりその程度の率によりまして給与の引上げをして行くという措置を従前とつて来たわけでありまして、こういうことができませんが一日も早いことを希望いたしておる次第でございます。

○受田委員 人事院というものは、政府の予算の操作などを願應することなく、正しい立場から勧告をする、總裁も局長さんもおつしやつておられる。

つまり政府の予算の措置ができない——軍人恩給の復活などと関連してやるといふのは、これは政府がやるのであつて、勧告する立場の人事院としては、そういう政治的ないろいろな關係を顧慮して勧告なさるわけはないので、これが正しい公務員の給与だといふ観点からなさるはずですから、その意味で政府のような答弁でなくて、人事院としての立場からの答弁をいたしたいのであります。

○瀧井政府委員 未帰還職員につきましては、これは一般職の方もあるでございます。いまし、また特別職の方もあるでございまして、むしろその取扱いは、兩者を総合調整してやるといふ意味におきまして、たとえば年末手当と同様に、これはやはり大蔵省側に御質問いただく方が適當かというふうに存する次第であります。

○瀧井政府委員 未帰還職員に年末手当を支給したらどうかというお話でございますが、これは同じ政府職員の一員といたしまして、まことにごもつともであり、またありがたなお言葉だと思ひますが、御承知の通り、未帰還職員は未復員者の中の九十分の一、百分の一にすぎないのでございまして、つまり未帰還職員の九十倍にも上るような未復員者が別にいます。その方々に対しても、もし今公務員に對して年末手当を出すならば、それに似たようなことも考へる必要があるのではないかと、うようなことも考へられます。そうなりますと、現在の補正予算といたしましても、その程度のものはまだ考へておりません。一般未復員者をおいて、未復員政府職員だけを特に優遇するということとは、ちよつと無理があろうか

と存じております。

○受田委員 罰則の二十五条に、「この法律の規定に違反して給与を支払い、若しくはその支払を拒み、云々と書いてあるのですが、この法律の規定に違反して給与を支払つたという場合には、これは故意でなくて、事務的な処理で、知らずしてこれを支払うという場合もあるうし、事務的な手続の誤謬からそういうことをされる、手違いなども起ると思うのですが、そういう場合の支払者に対して、一年以下の懲役または三万円以下の罰金に処するのでありますか。この法律の規定に違反しておるといふことは、犯意なき者の行為を罰するということになるのであるが、この責任者はだれに該当するのであるか、処罰の対象はだれに當るものであるか、ここを明らかにしていただきたいのであります。

○瀧井政府委員 この二十五条の罰則の問題でございますが、これはわれわれとしまして、故意にやつたという場合には、故意とあつてゐるのであります。前の方には故意と規定してない。これは前段と後段とは、その法の内容の根拠点が相違しておるのではありませんか。上の方も、この法律の規定に故意に違反して給与を支払い、という場合だつたら、今の説明でいいのですが、それが規定されてなくて、これらの法律の規定に違反して給与を支払うという場合には、これはその担当者に対する公務員としての責任を加重した業務上の過失必罰の規定を、こ

でもまた適用しておるのではないか、これを伺いたいのであります。

○瀧井政府委員 お答えいたしますが、すべて刑罰を科します規定につきましては、刑法總則の規定が適用されるだらうと思つております。従いまし、これは故意といひますが、それを意識してやつた者だけの罰則だらうと思ひます。後段に故意とありますのは、むしろ容認にかかつてゐる。故意に容認する、つまり容認の範圍を明確にするために、故意という文字を使つておると思つております。

○受田委員 この法律の立法責任者は、これは政府である。人事院はこの罰則を勧告したのではないのですか。このような罰則を勧告をして、政府にこの案を出したことになるつておりますか。

○瀧井政府委員 そうではございません。○受田委員 そうすると人事院としては、この罰則に対する解釈は、この政府案に對しては越権行為ということになりやしませんか。

○瀧井政府委員 たいだいま政府委員としてこの席上におりますもので、さうか、お答えをしたのであります。しかし同時にこの法律の実施官庁に人事院がなつてゐる關係上、人事院としてその大體の実施の取扱ひについて所見を申し述べることとは、さしつかえないように思ひます。

○受田委員 總裁の所見としてお聞きしたことになるわけですが、政府のこの提出責任者の立場からの解釈をお尋ねしたのですけれども、これが刑法總則の規定を適用し、犯意なき者は罰しないということで、犯す意思なかつた

者は処分することができないといふことに解釈するすれば、それで済むわけですが、しかし公務員に対する責任加重の原則がここにあられたとしたならば、公務員は平素から常に注意して給与の支払いを行わなければならないといふことになる、ということとは、特にそういう責任罰といふようなものも、これは十分含めた意味の規定ではないでしようか。私どもも、ここで故意が容認にかかる故意でないといふ、この容認をした場合だけ故意に當る、初めの方は故意でないといふ、この文章からいふとそういう解釈にしないなら、文章全体にかかるといふ、故意を一番最初に持つて行つて、あとのそれ／＼の規定にこれが該当するようすにすべきではないか。又はこれらの行為を故意に容認した、こうなると、これは非常に微妙なのですが、これはどうであらうか。

それとも一つは、今までのこの法律ができて以後、この二十五条の罰則によつて処分された者がどのくらいあるのか、皆無であるのか、あるいはまたこれに對して何人該当事者がおるか、それは對して最も重い罪はどのくらいになつてゐるのか、こういうことは重大な問題でありますから、ちよつとお伺ひしたいのであります。

○瀧井政府委員 こういう罰則の、政府としての代表的な意見は、やはり法務省からいたすべきであります。ただいま御質疑がございますから申し上げますが、それは刑法の總則の中に、この總則の規定は、すべて本法以外において刑罰を定めた法律にも適用するんだという規定があるように記憶して

おります。従いまして、刑法總則において、犯罪は故意を罰するということが原則であつて、過失を罰するときにはまたこれを明らかにしなければならぬというならば、それは別問題でございませう。そういうふうになつておりますから、そこでまず故意を前提としてこの規定が成立しているように思ひます。

それから後段の容認の場合におきましては、この容認ということはどういうふうにするか、故意という言葉をかぶせませんと、あまりに広くなり過ぎるおそれがあるので、かぶせたように思つております。

なお今日までこの規定において罰せられた実例は、ないのじやないかと思つております。

○竹山委員 また地域給の問題にもどるのですが、きよらの与党、野党を通じての発言を、最後に要約をして、私は委員会の正式決定ということの必要は——まだその段階じやないが、いろいろそれ／＼の立場で問題がありますから、きよらの段階としての委員会の空気がというものの最後的なおとりとめを、委員長でしておいていただいたかどうか。野党側はそういう考えを持つておる。ということは、地域給については、補正予算に修正を加えて、政府原案のどこを直そうという態度で進んで参つて来ておりますから、まして政府、人事院原案というものについては、もちろん詮索をすればいろいろ問題はあつたが、よりベターなものにという意味において、今日の段階で、政府原案の極端な修正をしようなどという考えは持つておらないのです。しかしそれをどういう方法で決定

するかは、今後の審議の順序方法にあります。が、いろいろ各委員の御発言もありましたし、きよらの委員会の機会において、政府原案はかえないで、それに可能なだけのどこをこの修正をするという、委員会の大体きよらの空気があつたならば、またそれを与党側も御承認いただくなれば、大体きよらの結論をひとつまとめておいていただく方が、それ／＼の委員の立場上もよくはないか。また今後の進行上にもその方がよくはないか。新しい提案ではありませんが、今までの発言の要約をしたものとして、ひとつ一応お諮りを願つたらどうかと思ひます。

○有田委員長 竹山委員からの御意見について、本委員会として了承すること、に、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○有田委員長 御異議なきものと認めます。さように決定をいたします。本日はこの程度にとどめ、次会は十六日午後一時より開会することいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時九分散会